

議員提出第 2 号議案

加東市民の読書活動の推進に関する条例制定の件

加東市民の読書活動の推進に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

加東市議会総務文教常任委員会
委員長 藤 尾 潔

加東市条例第 号

加東市民の読書活動の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務を明らかにするとともに、市民の読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、市民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 読書活動は、言葉に親しみ、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての市民が自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり、計画的に市民の読書活動の推進に関する施策を講じなければならない。

- 2 市は、市民が日常生活の中で読書に親しめるよう環境の整備に努めなければならない。
- 3 市は、市立図書館（加東市立図書館条例（平成 1 8 年条例第 8 6 号）第 2 条に規定する図書館）の蔵書の充実及び環境の整備に努めなければならない。
- 4 市は、読書活動の推進に関わる市民との連携及び協働に努めなければならない。
- 5 市は、前各項の施策の推進に当たっては、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 5 4 号）及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 4 9 号）の規定に基づくとともに、情報通信技術の発展に対応するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議員提出第2号議案 要旨

加東市民の読書活動の推進に関する条例の制定（要旨）

1 制定理由

読書活動は、言葉に親しみ、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであることから、市民が自主的に読書活動に取り組む環境を整備する必要がある。

市民の読書活動の機会を一層充実させるとともに、子供から大人まで、全ての市民が自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを総合的かつ計画的に推進し、心豊かなまちづくりに寄与するため、条例を制定するものである。

2 制定内容

(1) 目的（第1条関係）

市民の読書活動の推進に関し必要な事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かなまちづくりに寄与すること。

(2) 基本理念（第2条関係）

全ての市民が自主的に読書活動ができるよう、積極的に環境整備を推進すること。

(3) 市の責務（第3条関係）

読書活動の推進のため、市が講じなければならない施策に関すること。

3 施行期日 令和8年4月1日